

教育ローン利子補給制度

申・図学務課☎0299-77-7347

市では、教育ローンを借りている方に利子を補助します。



対象＝次のすべてを満たす方(先着順)

- 市内に1年以上住所があり、世帯に市税などの未納がない
- 学校教育法に基づく、大学(短期大学を含む)、専門学校、高等専門学校(4学年以上)に子や弟・妹が在学し、日本政策金融公庫または市内に本・支店のある民間金融機関から教育資金を借りている
- 2023年度に入学・在学している

申請先＝学務課(郵送可)

申請期間＝4月3日(月)～12月28日(木)

- ※予算額に到達した時点で受付終了
- ※現在受給している方は申請不要
- ※当座貸越方式など、契約方法や内容によって対象外の場合あり
- ※予算の議決状況により、内容が変更となる場合があります

対象融資＝限度額300万円

対象期間＝申請年度(学年)～正規在学終了期間

利子補給率＝借り入れ利子の100%

提出書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。



マイナポイント第2弾

申込期限を5月末まで延長

図行政経営課☎0299-90-1176

ポイント付与の対象は、2月末までにマイナンバーカードの申請をした方(※)です。

(※)オンライン申請の場合、3月1日(水)中に申請をした方

ポイントの申込期限 **5月31日(水)**

ポイントの申込方法

- アプリから申し込む
ご自身のスマホから「マイナポイント」「マイナポータル」の2つのアプリを使って申し込むことができます
- お近くの郵便局やコンビニ、スーパー、携帯電話ショップ、量販店で申し込む
- 市役所本庁舎または波崎総合支所・防災センターで申し込みの支援を受ける
※月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後4時30分
※窓口の混雑状況により、手続きに時間がかかる場合があります

お困りのときは

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178(無料)

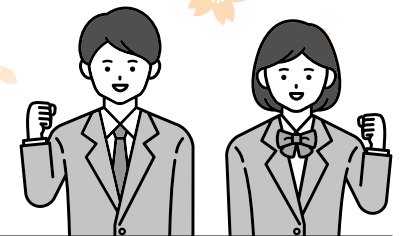
つながったら、5番を押してください



神栖市奨学生追加募集

市では、経済的な理由で修学が困難な学生に対し、奨学資金の貸与や給与を行なっています。

申・図学務課☎0299-77-7347



出願用紙の
配布期間

4月14日(金)まで

配布場所 学務課、波崎教育事務所

出願期間

4月3日(月)～14日(金) 午前9時～午後5時
(土・日曜日を除く)

受付場所 学務課

対象＝次のすべてを満たす方

- 世帯の市税などに未納がない
- 市内に1年以上住所がある方の子弟である
- 健康で学業・人物ともに優秀である(成績や収入に基準があります)



貸与(大学、専門学校生など)

資格＝2023年度に大学、専門学校、高等専門学校に修学予定の方

定員＝11人

貸与額＝月額35,000円

返済期間＝貸与最終月の6カ月後から10年以内

※2022年度から日本学生支援機構などの奨学金制度との併用可

※神栖市教育ローン利子補給金制度との併用は不可

【飯田愛子奨学基金】

市奨学資金の貸与を申し込んだ方に、入学一時金も貸与しています。

定員＝11人

貸与額＝50万円 ※入学初年度のみ申請可

返済期間＝奨学資金貸与最終月の6カ月後から5年以内

※卒業後2年以内に教育の職に就き、引き続き2年以上在職した場合は、その期間に応じ、奨学資金の返還の免除(全額または一部)を受けることができます

給与(高校生)

修学後の返還は不要です。

資格＝次のすべてを満たす方

- 保護者が生活保護を受けている、またはこれに準ずる
- 2023年度に高等学校に就学予定である

定員＝5人

給与額＝月額7,000円

※予算の議決状況により、内容が変更となる場合があります